

独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成31年度目標

平成31年2月27日
農 林 水 産 省

国の政策体系上の法人の位置付け及び役割

1. 国の政策体系上の法人の位置付け

国民生活の最も基本的な物資の一つである食料の安定供給と安全の確保は、国の基本的な責務である。このため、農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上や食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供等により、食品の安全と消費者の信頼の確保に取り組む必要がある。

こうした中、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center. 以下「FAMIC」という。）は、食品の安全確保と消費者の信頼を得るため、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）、食品表示法（平成25年法律第70号）及び日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）等の関係法令に基づき、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物等の生産資材並びに農林物資の検査等を行っている。

2. 法人の役割（ミッション）

FAMICは、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とし、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確・確実に執行することが求められ、その業務の停滞は国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、役員及び職員（以下「役職員」という。）の身分を国家公務員とする「行政執行法人」に分類されている。

FAMIC自身が行政執行法人という立場を理解し、業務の結果が国の政策に直接関わることを念頭に置いてその役割を担わなければならない。

3. 国の政策・施策・事務事業との関係

FAMICは、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）に掲げられている食品の安全と消費者の信頼の確保の推進に寄与するため、関係法令に基づき、農業生産資材の安全確保に関する検査・分析、農業生産資材の製造業者等への立入検査、食品表示の真正性についての検査・分析、食品製造業者等への立入検査等の各種検査等の実施等、国が行う食品の安全性に係る評価や取組の一翼を担うことが求められている。

食品の安全の確保等の政策の実行に当たり、農業生産資材の安全確保のための検査分析や基準の策定、国際化を念頭に置いた新しい日本農林規格（以下「JAS」という。）制定及び既存規格の見直しや国際規格等の認証機関・試験業者を評価する業務への対応、食品の産地偽装表示の取締りにはFAMICに長年蓄積された科学的知見や培ってきた技術が必要不可欠である。

4. 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況

食品は、国民生活にとって一日たりとも欠かすことができない大切なものであるが、BSEの国内発生、無登録農薬の全国規模での販売・使用、非食用事故米穀の不正規流通、産地等が偽装された食品の全国流通、東京電力福島第一原子力発電所の事故による肥料・飼料の放射性物質汚染など、大きな危機事案が度重なり、消費者の不安が増大した。

このような危機事案に対応するため、FAMICは、持っている能力を最大限に活用し、各関係法令に基づいて行う検査等の業務を実施し、安全な農業生産資材の確保に寄与することをもって国産農林水産物や食品の安全の確保を図るとともに、食品表示の遵守状況の確実な改善等に貢献することが求められている。

さらに、JAS法において、FAMICはJASに関する制度の普及等に努めなければならない旨が規定され、農林水産分野に関する標準化施策の推進に貢献することが求められている。

5. 過去からの法人の活動状況等

FAMICは、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所という別々の国の機関が、それぞれ独立行政法人に移行して関係法令に基づく検査等の主業務を着実に遂行していたところ、農場から食卓までの一連の過程を対象に、検査等業務の効率的かつ効果的な実施に努め、技術を通じて食の安全と消費者の信頼の確保に貢献するため、平成19年4月1日に統合して発足した独立行政法人である。その際、各関係法令に基づいて行う検査等の業務は、行政と密接に連携して行う必要があることから、引き続き役職員の身分が国家公務員である特定独立行政法人に分類された。

この統合により、管理部門の効率化等の合理化をするとともに、食品、肥料・飼料、農薬の各専門分野の技術力が結集し、消費者等に対する情報提供の一元化、検査・分析能力の向上、緊急時等における検査能力の強化等の統合によるメリットが発揮され、農林水産省と一体となって食品安全行政の推進に更なる貢献が果たされた。

さらに、国からの緊急要請により、BSEの原因究明や無登録農薬に関する検査等を実施したほか、食品の産地等偽装事案に係る立入検査、福島第一原発事故に伴った肥料・飼料における放射性物質検査等を迅速かつ的確に実施しており、これまで国からの要請に確実に応えてきている。

以上のとおり、食料の安定供給と安全確保におけるFAMICの役割は国の施策の推進にとって必須のものである。FAMICは公共上の事務等を行う行政執行法人として、業務の正確かつ確実な執行を確保しつつ、政策課題や社会的課題への貢献が求められている。このため、役職員は日々の業務について不断の努力によってその質の向上に取り組むことを念頭に、その技術力を最大限に発揮し、安全な農業生産資材の確保に寄与することをもって国産農林水産物や食品の安全確保を図るとともに、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の遵守状況の確実な改善等に寄与するよう、次に定める年度目標を正確かつ確実に取り組まれない。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【政策評価の事前分析表の表番号(農林水産省30-①)】

以下の7業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとし、業務ごとに示した各指標に基づいて評価を実施する。

- ①肥料及び土壌改良資材関係業務 [1の(1)]
- ②農薬関係業務 [1の(2)]
- ③飼料及び飼料添加物関係業務 [1の(3)]
- ④食品表示の監視に関する業務 [2の(1)]
- ⑤日本農林規格等に関する業務 [2の(2)]
- ⑥食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 [3]
- ⑦その他の業務 [4]

(注) 上記の [] 内は各業務に関連する第1の項目の番号を示す。

1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。

また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。

① 農林水産省からの緊急要請業務

農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

【指標】

・実施率：100%（報告件数／要請件数）

[過去実績]

H29：100%（2／2） H28：100%（1／1） H27：100%（1／1）

② 登録関係業務

ア 肥料取締法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／調査指示件数）

[過去実績]

・登録調査 H29：100%（992／992） H28：100%（1,248／1,248） H27：100%（1,268／1,268）

イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。

【指標】

・処理率：100%（処理件数／生産工程変更相談件数）

[過去実績]

・生産工程変更相談 H29：100%（1,998／1,998） H28：100%（1,765／1,765）
H27：100%（2,017／2,017）

③ 肥料の立入検査等業務

肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）

[過去実績]

H29：100%（306／306） H28：100%（308／308） H27：100%（521／521）

④ 土壌改良資材の立入検査業務

地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告す

る。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）

[過去実績]

・処理率 H29：100%（30／30） H28：100%（30／30） H27：100%（31／31）

⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務

牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

【指標】

・処理率：100%（報告件数／大臣確認指示件数）

・処理率：100%（処理件数／理事長確認申請受付件数）

[過去実績]

・大臣確認 H29：100%（5／5） H28：100%（14／14） H27：100%（21／21）

・理事長確認 H29：100%（47／47） H28：100%（29／29） H27：100%（32／32）

⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務

ア 安全な肥料の生産を確保するため、農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月 農林水産省公表（平成27年3月改正）。以下「手引書」という。）について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に手引書に沿った取組の状況を確認し、品質管理の普及に努める。

【指標】

・汚泥肥料新規登録業者への周知率：100%（周知件数／汚泥肥料新規登録業者数）

・立入検査の際の品質管理の普及の実施率：100%（取組状況確認件数/汚泥肥料登録業者の立入検査数）

[過去実績]

- ・汚泥肥料新規登録業者への周知 H29：100%（22／22） H28：100%（21／21）
H27：100%（23／23）
- ・立入検査の際の品質管理の普及 H29:100%(202／202) H28:100%(195／195)
H27:100%(320／320)

イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。）に基づき対応する。また、農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。

【指標】

- ・仮登録肥料申請に係る調査実施率：100%（報告件数／調査指示件数）
- ・仮登録肥料肥効試験実施率：100%（報告件数／調査指示件数）
- ・事業者からの公定規格改正申出対応実施率：100%（対応件数／申出受理件数）
- ・農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査件数：100%（実施件数/要請件数）

[過去実績]

- ・仮登録肥料申請に係る調査 H29：100%（1／1） H28：100%（1／1） H27：実績なし
- ・仮登録肥料肥効試験 H29：100%（1／1） H28：100%（1／1） H27：実績なし
- ・事業者からの公定規格改正申出対応 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし
- ・農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査件数 H29:100%（2／2） H28:実績なし H27:実績なし

ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。

【指標】

- ・実施率：100%（測定件数／該当汚泥肥料採取件数）

[過去実績]

H29：100%（55／55） H28：100%（58／58） H27：100%（81／81）

エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。

(ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。

(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。

(ウ) 堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。

【指標】

- ・立入検査における測定実施率：100%（測定件数/該当汚泥肥料等採取件数）
- ・取組の周知実施率：100%（周知件数/該当立入検査件数）
- ・原因調査のための測定実施率：100%（測定件数/要請件数）

[過去実績]

- ・立入検査における測定 H29:100%(53/53) H28:100%(10/10) H27:100%(4/4)
- ・取組の周知 H29:100%(100/100) H28:100%(10/10) H27:100%(4/4)
- ・原因調査のための測定 H29:実績なし H28:実績なし H27:実績なし

オ 農林水産省が進めている肥料制度の見直しに資するため、農林水産省からの要請により、調査を行う。

【指標】

- ・実施率：100%(報告件数/要請件数)

[過去実績]

H29：－ H28：－ H27：－

⑦ 調査研究業務

肥料の検査等に関する調査研究については、以下のア又はイの課題から少なくとも9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

ア 農林水産省の要請に応じて実施する肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)、下水汚泥肥料等の主要な成分の指定(平成12年1月27日農林水産省告示第96号)、

特殊肥料の品質表示基準(平成12年8月31日農林水産省告示第1163号)及び肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件(昭和59年3月16日農林水産省告示第700号)に関する試験法の開発・改良並びにクライテリア・アプローチの導入・運用に関する課題

イ 肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良など肥料の有効性及び安全性の確保上必要な課題

【指標】

・調査研究業務の実施状況

[過去実績]

・実施課題数 H29:11件 H28:11件 H27:11件

・委員会の開催 H29:1回 H28:1回 H27:1回

(2) 農薬関係業務

農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。

① 農林水産省からの緊急要請業務

農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

【指標】

・実施率:100%(報告件数/要請件数)

[過去実績]

・緊急要請への対応 H29:実績なし H28:実績なし H27:実績なし

② 農薬の登録審査業務

ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく農薬の登録申請に係る審査は、農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を図りつつ実施し、その審査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。

(ア) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）

ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（以下「申請者側期間」という。）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が未設定であるために審査ができない期間（リスク評価等期間）は、審査期間に含まないものとする。

[過去実績]

・基準値設定必要農薬の登録審査 H29：100%（158／158） H28：100%（110／110） H27：100%（67／67）

(イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）

ただし、申請者側期間は、審査期間に含まないものとする。

[過去実績]

・基準値設定不要農薬の登録審査 H29：100%（970／970） H28：100%（1,184／1,184） H27：100%（1,095／1,095）

イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表する。

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内公表件数／公表件数）

ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、処理率の算出に含めない。

[過去実績]

・公表件数 H29：100%（6／6） H28：100%（3／3） H27：100%（6／6）

③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務

農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）

[過去実績]

・GLP調査 H29：100%（17／17） H28：100%（14／14） H27：100%（23／23）

④ 農薬の立入検査等業務

農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。

ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）

[過去実績]

・立入検査 H29：100%（68／68） H28：100%（69／69） H27：100%（69／69）

イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）

ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。

[過去実績]

・集取分析 H29：100%（16／16） H28：100%（21／21） H27：100%（24／24）

⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務

ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、OECDによる新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、FAMICの技術的知見に基づき支援する。

【指標】

・技術的知見の提供

[過去実績]

・技術的知見の提供

H29

・農林水産省からの依頼により、OECDGLP 作業部会及び国際農薬分析法協議会(CIPAC)に出席するとともに、それぞれ国際調和に関する技術的観点から検討し、部会での対応に係る提案等を行った。

H28

・農林水産省からの依頼により、OECD 農薬作業部会生物農薬ステアリング会合、OECDGLP 作業部会及び国際農薬分析法協議会(CIPAC)に出席するとともに、それぞれ国際調和に関する技術的観点から検討し、部会での対応に係る提案等を行った。

H27

- ・農林水産省からの依頼により、OECD 農薬作業部会生物農薬ステアリング会合、OECDWNT 蜜蜂毒性試験専門家会合、OECDGLP 作業部会及び国際農薬分析法協議会(CIPAC)に出席するとともに、それぞれ国際調和に関する技術的観点から検討し、部会での対応に係る提案等を行った。

イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。

(ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量

【指標】

- ・結果報告

[過去実績]

- ・結果報告

H29

- ・農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料 23 件について農薬の定量分析を行った。また、分析結果を農林水産省に報告した。

H28

- ・農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料について前年度までの成果により確立した分析法により農薬の定量分析を行い、これらの結果を農林水産省に報告した。

H27

- ・農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、一部分析種の定量限界値を改善するため分析法の改良と妥当性確認を行うとともに、都道府県から送付された蜜蜂試料について農薬の定量分析を行い、これらの結果を農林水産省に報告した。

(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討

【指標】

- ・技術的知見の提供

[過去実績]

H29

- ・農林水産省の要請に基づき、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、読解し、その内容等技術的知見及び我が国におけるリスク評価法のスキーム案を農林水産省に提供した。

H28

- ・農林水産省の要請に基づき、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、読解し、その内容等技術的知見を農林水産省に提供した。

H27

- ・農林水産省の要請に基づき、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、読解し、その内容等技術的知見を農林水産省に提供した。

(ウ) 農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討

【指標】

- ・技術的知見の提供

[過去実績]

- ・技術的知見の提供

H29

- ・農林水産省の要請に基づき、農薬のAOEL及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、EUにおける農薬のAOEL及び経皮吸収の評価法についての技術資料を作成し、農林水産省に提供した。

H28

- ・農林水産省の要請に基づき、AOEL及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、「EUにおける農薬使用者等のリスク評価」についての技術資料を作成するとともに、AOELに関する欧州評価事例を調査し、その結果を農林水産省に報告した。

H27

- ・農林水産省の要請に基づき、AOEL及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、農薬の散布形態区分毎の標準的暴露量(デフォルト値)の検証を行うとともに、当該デフォルト値を活用した推定暴露量計算シートの妥当性を確認し、その結果を農林水産省に報告した。また、使用時安全性評価手法に関する登録検査用資料を作成した。

(エ) 再評価の開始に向けて、申請者からの事前相談への対応及び我が国の試験要求の見直し等の検討

【指標】

- ・技術的知見の提供

[過去実績]

- ・技術的知見の提供

H29

- ・農林水産省の要請に基づき、我が国の試験要求について、最新の科学的知見、OECDテストガイドラインとの整合状況、諸外国における試験要求、病虫害防

除関係者の意見等を総合的に勘案して見直しの方向性を検討し、農林水産省に報告した。

H28 ー

H27 ー

(オ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び整理

【指標】

・技術的知見の提供

[過去実績]

・技術的知見の提供 H29：ー H28：ー H27：ー

⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。

【指標】

・標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)

ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。

[過去実績]

・残留農薬分析 H29：100% (477/477) H28：100% (466/466) H27：100% (239/239)

⑦ 調査研究業務

農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を少なくとも7課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

【指標】

・調査研究業務の実施状況

[過去実績]

・実施課題 H29：7件 H28：8件 H27：11件

・委員会の開催 H29：1回 H28：1回 H27：1回

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。

また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。

① 農林水産省からの緊急要請業務

農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

【指標】

・実施率：100%（報告件数／要請件数）

[過去実績]

H29：100%（3／3） H28：100%（4／4） H27：100%（2／2）

② 飼料等の立入検査等業務

飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。

ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。

イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。

【指標】

・立入検査報告 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）

・大臣確認検査 実施率：100%（処理件数／申請受付件数）

[過去実績]

・立入検査報告 H29：100%（529／529） H28：100%（565／565） H27：100%（566／566）

・大臣確認検査

〈動物由来たん白等〉 H29 : 100% (33/33) H28 : 100% (35/35) H27 : 100% (20/20)

〈輸入業者等検査(魚粉等)〉 H29 : 100% (117/117) H28 : 100% (82/82) H27 : 100% (144/144)

③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務

ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。

【指標】

・立入検査報告 標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査件数)

[過去実績]

・立入検査報告 H29 : 100% (61/61) H28 : 100% (60/60) H27 : 100% (61/61)

④ 安全性確保に関する検査等業務

ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品(第56条の規定によるものを含む。)の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。

【指標】

・試験結果報告 標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/収去件数)

[過去実績]

・試験結果報告 H29 : 100% (626/626) H28 : 100% (719/719) H27 : 100% (704/704)

イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品(第12条の規定によるものを含む。)の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。

【指標】

・試験結果報告 標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/集取件数)

[過去実績]

・試験結果報告 H29 : 100% (115/115 (うち地方農政局等への報告 90/90)) H28 : 100% (118/118 (うち地方農政局等への報告 90/90)) H27 : 100% (113/113)

(うち地方農政局等への報告 79/79))

ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。

(ア) 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。

【指標】

・ 基準・規格等の妥当性調査 実施率：100% (達成件数/要請件数)

[過去実績]

・ 基準・規格等の妥当性調査 H29：100% (10/10) H28：100% (1/1) H27：100% (3/3)

(イ) 飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

【指標】

・ 試験法等の開発等 実施率：100% (達成件数/要請件数)

[過去実績]

<飼料等> H29：100% (8/8) H28：100% (8/8) H27：100% (8/8)

<愛玩動物用飼料> H29：100% (2/2) H28：100% (1/1) H27：100% (1/1)

(ウ) 飼料等中の飼料添加物、有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及び農林水産省が策定する「平成31年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等については、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,400点以上のサンプルについて実施する。

なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。

また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ150点以上のサンプルについて実施する。

【指標】

・ 飼料等の検査実施率：100% (実施件数/1,400点)

・ 愛玩動物用飼料の検査実施率：100% (実施件数/150点)

[過去実績]

- ・飼料等の検査 H29：107% (1,705/1,600) H28：114% (1,831/1,600) H27：148% (2,362/1,600)
- ・愛玩動物用飼料の検査 H29：－ (157/－) H28：－ (164/－) H27：－ (162/－)

(エ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。

【指標】

- ・実施率：100% (報告件数/要請件数)

[過去実績]

年1回報告書を提出

(オ) 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC 17025認定(とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法)について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。

【指標】

- ・ISO/IEC 17025への適合性の維持

[過去実績]

- ・H29：－ H28：－ H27：－

⑤ 検定等関係業務

飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。

また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき登録検定機関に対する調査等を実施する。

【指標】

- ・標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内処理件数/申請件数)
- ・依頼数に対する調査実施率：100% (調査件数/依頼件数)

[過去実績]

- ・飼料添加物の検定・表示 H29：100% (152/152) H28：100% (192/192) H27：100% (182/182)

- ・登録検定機関調査 H29：100% (1/1) H28：100% (2/2) H27：100% (6

／6)

- ・共同試験 H29：6 機関（7 事業所） H28：6 機関（7 事業所） H27：6 機関（7 事業所）
- ・技術的指導 H29：2 機関（2 事業所） H28：3 機関（3 事業所） H27：4 機関（4 事業所）

⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務

飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。

ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。）に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。

【指標】

- ・申請処理率：100%（期間内に処理した件数／申請件数）

[過去実績]

- ・抗菌剤GMPガイドライン H29：100%（26／26） H28：100%（42／42） H27：100%（39／39）
- ・GMPガイドライン H29：100%（30／30） H28：100%（13／13） H27：－

イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。

【指標】

- ・実施率：100%（処理件数／申請受付件数）

[過去実績]

H29：100%（47／47） H28：100%（26／26） H27：100%（16／16）

ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製

造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。

【指標】

・標準処理期間内の実施率：100% (標準処理期間内処理件数／申請受付件数)

[過去実績]

H29：100% (2/2) H28：実績なし H27：実績なし

エ 飼料製造業者等の依頼に応じて「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」(平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき輸出する飼料等の検査等を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。

【指標】

・実施率：100% (実施件数／依頼件数)

[過去実績]

・輸出証明検査 H29：100% (20/20) H28：100% (18/18) H27：100% (24/24)

オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィールド認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」(平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。

また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号。農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。

【指標】

・実施率：100% (実施件数／依頼件数)

[過去実績]

・食品残さ等利用飼料 H29：100% (3/3) H28：100% (2/2) H27：100% (7/7)

・回収食用油再生油脂 H29：実績なし H28：実績なし H27：100% (1/1)

カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法

律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。

【指標】

- ・受講希望者数を勘案して年1回以上の開催

[過去実績]

H29:1回 H28:1回 H27:1回

キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を6回以上開催する。

【指標】

- ・年6回以上の開催

[過去実績]

H29:6回 H28:6回 H27:12回

⑦ O I E 関係業務

動物衛生及びズーノーシス(人獣共通感染症)に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局(O I E) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を年1回以上行うとともに、活動に関する報告書をO I Eへ年1回提出する。

【指標】

- ・情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出

[過去実績]

- ・情報の収集・発信、技術協力等の実施 H29:5回 H28:3回 H27:3回

- ・報告書の提出 H29:1回 H28:1回 H27:1回

⑧ 調査研究業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

【指標】

- ・調査研究業務の実施状況

[過去実績]

- ・実施課題数 H29:1件 H28:2件 H27:2件

・外部評価の実施 H29：1回 H28：1回 H27：1回

2 食品表示の監視及び日本農林規格等に関する業務

(1) 食品表示の監視に関する業務

食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示法に基づく食品表示基準に関する検査等業務を行う。

① 農林水産省からの緊急命令等業務

農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

【指標】

・実施率：100%（報告件数／要請件数）

[過去実績]

・12条要請 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし

・農林水産省からの要請 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし

② 食品表示法に基づく立入検査等業務

食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。

ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。

【指標】

・標準処理期間内の報告処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査等終了件数）

[過去実績]

・立入検査件数（事業所数） H29：100%（29／29（39事業所）） H28：100%（13／13（14事業所）） H27：100%（23／23（29事業所））

イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。

【指標】

・報告処理率：100%（報告件数／調査終了件数）

[過去実績]

・調査件数（事業所数） H29：100%（5/5（8事業所）） H28：100%（8/8（13事業所）） H27：100%（3/3（3事業所））

③ 食品表示の科学的検査業務

表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。

検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。

ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間の短縮と偽装品の発見率の向上を図ることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の10%に導入する。

【指標】

・高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：10%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数）

[過去実績]

・検査実施率 H29：10%（667/6,747） H28：6%（421/6,736） H27：2%（143/6,635）

イ 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関して、過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示についての検査件数を、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より40%以上増加させる。

【指標】

・原産地表示検査件数の増加率：40%以上（688件以上：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）

[過去実績]

・原産地表示検査件数 H29：2,558件 H28：2,286件 H27：2,088件

【中期的な観点から参考となるべき事項】

ア 科学的検査の質の向上

質の高い検査の実施率については、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、全体に占める比率を 10%とする。(1 年目は 2%、2 年目は 5%、3 年目は 9%、4 年目は 10%、5 年目は 10%)

イ 検査対象の重点化

過去の違反が多く消費者の関心の高い原産地表示に関する検査件数については、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、平成 23 年度から平成 25 年度までの検査件数平均より 40%増加させる。(1 年目は 10%、2 年目は 20%、3 年目は 40%、4 年目は 40%、5 年目は 40%)

【指標】

- ・高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：10% (高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数)
- ・原産地表示検査件数の増加率：40% (688 件：平成 23 年度から平成 25 年度までの原産地表示検査平均件数 (1,722 件) からの増加件数)

④ 食品表示 110 番等対応業務

食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。

【指標】

- ・実施率：100% (回付件数/情報提供)

[過去実績]

H29：100% (33/33) H28：100% (34/34) H27：100% (37/37)

⑤ 調査研究業務

食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも 18 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。

【指標】

- ・調査研究業務の実施状況

[過去実績]

- ・実施課題数 H29：18 件 H28：18 件 H27：18 件
- ・委員会の開催 H29：1 回 H28：1 回 H27：1 回

(2) 日本農林規格等に関する業務

JAS 法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の

利益の保護に寄与するため、以下のとおり J A S の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、J A S に係る検査等業務を行う。

また、J A S の活用が図られるよう J A S 制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。

① 農林水産省からの緊急命令等業務

農林水産大臣からセンター法第 1 2 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

【指標】

- ・実施率：100%（報告件数／要請件数）

[過去実績]

- ・12 条要請 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし
- ・農林水産省からの要請 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし

② J A S の制定等に係る業務

J A S の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。

また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、J A S の確認等を行う。

さらに、国際規格や技術の動向等を含め、J A S の制定等及び J A S 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。

加えて、J A S 制度、新たに制定された J A S 等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。

【指標】

- ・我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成件数（団体等の提案に係るサポート件数を含む。）：8 件

- ・J A S の確認等に関する原案作成実施率：100%（報告件数／計画件数）

[過去実績]

- ・我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成件数

H29：2 件 H28：－ H27：－

- ・J A S の確認等に関する原案作成件数 H29：100%（9／9） H28：100%（18／18） H27：100%（6／6）

③ 国際規格に係る業務

国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。

また、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。

加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。

【指標】

- ・国内委員会等の開催
- ・ISOの規格策定及び改正への貢献のために参画しているプロジェクト数
- ・国際会議への対応力強化のために実施した研修会等の回数

[過去実績]

- ・国内委員会等開催数 H29：4回 H28：2回 H27：4回
- ・参画しているプロジェクト数 H29：－ H28：－ H27：－
- ・研修会等の回数 H29：－ H28：－ H27：－

④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務

ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査

登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。

【指標】

- ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）

ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。

[過去実績]

- ・新規登録調査件数 H29：実績なし H28：100%（1/1） H27：実績なし
- ・登録更新調査件数 H29：100%（50/50） H28：100%（9/9） H27：100%

(14/14)

イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査

登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。

【指標】

- ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）
ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。

[過去実績]

- ・新規登録調査件数 H29：－ H28：－ H27：－
- ・登録更新調査件数 H29：－ H28：－ H27：－

⑤ JAS法に基づく立入検査等業務

JAS法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。

ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査

JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を3業務日以内に報告する。

【指標】

- ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査終了件数）

[過去実績]

- ・立入検査件数（事業所数） H29：100%（5/5（5事業所）） H28：100%（7/7（7事業所）） H27：100%（4/4（4事業所））

イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査

JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から45業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。

【指標】

- ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／検査終了件数）

[過去実績]

- ・登録外国認証機関及び登録外国試験業者の技術的能力等の確認を行うための検査件数（事業所数） H29：－ H28：－ H27：－

ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査

登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。

【指標】

- ・調査実施率：100%（実施件数／計画件数）

[過去実績]

- ・調査実施率 H29：－ H28：－ H27：－

エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。

【指標】

- ・報告処理率：100%（報告件数／調査終了件数）

[過去実績]

- ・調査件数（事業所数） H29：実績なし H28：実績なし H27：100%（5／5（7事業所））

⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務

農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。

また、認定業務の国際的な信頼性を向上させるため、各国認定機関との相互承認締結に向けた準備を行う。

【指標】

- ・調査実施率 100%（審査件数／申請受理件数。審査中の案件を除く。）
- ・国際相互承認に向けた取組

[過去実績]

- ・調査実施率 H29：－ H28：－ H27：－
- ・国際相互承認に向けた取組 H29：国内の認定体制を整備した H28：－ H27：－

3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。

① 農林水産省からの緊急命令等業務

農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

【指標】

・実施率：100%（報告件数／要請件数）

[過去実績]

・12条要請 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし

・農林水産省からの要請 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし

② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務

農林水産省が示す「平成31年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。

【指標】

・実施率：100%（報告分析件数／依頼分析件数）

[過去実績]

・報告分析数 H29 食用麦等実施率：100%（831／831） H28 食用麦等実施率：100%（1,252／1,252） H27 食用麦等実施率：100%（1,788／1,788）

③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立

すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析等に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書（SOP）を作成し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。

【指標】

・農林水産省が分析能力の確立に取り組むよう指示する有害化学物質と食品の組合せ（課題）について年度内に SOP 又は分析能力の確立が困難である旨を示す妥当性確認結果に関する報告書を作成する。

・実施率：100%（年度内 SOP 及び報告書作成数／年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数）

[過去実績]

・ SOP の作成 H29 : 100% (6/6) H28 : 100% (3/3) H27 : 100% (10/10)

④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務

農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック（相互検証）を実施する。

【指標】

・ 農林水産省が示した有害化学物質と食品の組合せについて、指示点数の分析を実施する。

・ 実施率 : 100% (分析実施点数 / 指示点数)

[過去実績]

・ 確認分析 H29 : 100% (105/105) H28 : 100% (50/50) H27 : 100% (50/50)

⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持

農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持するとともに、麦類のかび毒分析試験で本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイト認定に取り組む。

また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。

【指標】

・ ISO/IEC 17025 への適合性の維持

[過去実績]

・ H29 : 適合性を維持した H28 : 適合性を維持した H27 : 適合性を維持した

4 その他の業務

(1) カルタヘナ法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。

【指標】

・実施率：100%（報告件数／立入検査件数）

[過去実績]

・立入検査 H29：実績なし H28：実績なし H27：実績なし

(2) 情報提供業務

国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。

① ホームページ等による情報提供

ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報をわかりやすく提供する。

ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。

【指標】

・顧客満足度：3.5以上

[過去実績]

・ホームページの顧客満足度 H29：3.8 H28：3.7 H27：3.7

・広報誌の顧客満足度 H29：4.2 H28：4.0 H27：4.0

・メールマガジンの顧客満足度 H29：3.9 H28：3.9 H27：3.9

② 事業者等からの講師派遣依頼等

事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。

事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等に

より顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。

【指標】

- ・顧客満足度：3.5以上

[過去実績]

- ・講師派遣の顧客満足度 H29：4.6 H28：4.6 H27：4.5

③ 講習会の開催

農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。

FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。

【指標】

- ・顧客満足度：3.5以上

[過去実績]

- ・主催講習の顧客満足度 H29：3.9 H28：3.9 H27：4.0

(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上

検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。

① 分析業務の精度管理

分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。

【指標】

- ・外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100%（参加回数／計画回数）

[過去実績]

- ・外部技能試験の参加回数 H29：100%（16／16） H28：100%（15／15） H27：100%（14／14）

② 技術研修の実施

検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。

【指標】

- ・実施率：100%（実施件数／計画件数）

[過去実績]

H29：100%（48／48） H28：100%（49／49） H27：100%（57／57）

(4) 関係機関との連携

① 国民生活センターとの連携

独立行政法人国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちFAMICのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。

【指標】

- ・国民生活センターからの依頼による分析

[過去実績]

- ・国民生活センター職員の招へい回数 H29：1回 H28：1回 H27：1回

② 国際技術協力要請

独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。

【指標】

- ・専門家の派遣実施率：100%（派遣実施件数／依頼件数）
- ・海外からの研修員の受入実施率：100%（受入件数／依頼件数）

[過去実績]

- ・専門家の派遣 H29：100%（2／2） H28：100%（3／3） H27：100%（2／2）
- ・海外研修員の受入 H29：100%（6／6） H28：100%（1／1） H27：100%（3／3）

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。

【指標】

- ・業務運営の改善状況

2 業務運営コストの縮減

(1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額を除く。）については少なくとも平成30年度比3%以上の抑制、業務経費（消費税増税等による影響額を除く。）については少なくとも平成30年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。

【指標】

- ・一般管理費削減率（人件費、合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額を除く。）：3%以上
- ・業務経費削減率（消費税増税等による影響額を除く。）：1%以上

[過去実績]

- ・一般管理費(予算額) H29：531,148千円 H28：534,762千円 H27：542,592千円
- ・業務経費(予算額) H29：780,989千円 H28：788,878千円 H27：796,846千円

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費及び合同庁舎維持等分担金を除く。）及び業務経費について削減していく。

(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務フロー・コスト分析結果に基づき業務改善を図る。また、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。

【指標】

- ・業務運営コストの縮減状況

[過去実績]

- ・アウトソーシング件数 H29：5件 H28：6件 H27：6件

3 人件費の削減等

給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成30年度以下とする。

また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成30年11月6日閣議決定）に基づき適切に実施する。

【指標】

・人件費（平成 30 年度予算額以下）

ただし、退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

[過去実績]

・人件費(予算額) H29:4,411,524 千円 H28:4,398,170 千円 H27:4,439,471 千円

【中期的な観点から参考となるべき事項】

引き続き業務の見直し及び効率化を進め、人件費について削減していく。

ただし、退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。

4 調達等合理化の取組

調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMIC が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。

- (1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を 42%以下とする。
- (2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

【指標】

・競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：42%以下（平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の平均を上回らないこととする。）

・随意契約によることができる事由の明確化

[過去実績]

・競争性のある契約に占める一者応札・応募割合 H29：45% H28：43% H27：39%

・競争性のない随意契約件数 H29：9 件 H28：10 件 H27：10 件

第 3 財務内容の改善に関する事項

1 保有資産の見直し等

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないも

のについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

【指標】

- ・保有資産の見直し状況

2 自己収入の確保

FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。

【指標】

- ・自己収入確保の状況

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の人事に関する計画

FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。

また、業務の円滑な推進を図るため、農林水産省等との計画的な人事交流や研修等により職員の資質の向上を図るとともに、必要な人材の確保を行う。

「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用の目標達成のための取組を推進する。

【指標】

- ・人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し
- ・女性登用の促進状況

[過去実績]

- ・女性管理職登用の状況 H29：6名 H28：7名 H27：5名

2 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

- (1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。
- (2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。

- (3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。
- また、役員会における指示・伝達事項をweb会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。
- (4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。
- (5) 業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。
- (6) 法人運営上の課題を総括・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。
- (7) 役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。
- (8) 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。
- (9) 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステムにより、安全確保及び健康保持増進に対する取組を一層推進する。
- (10) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再利用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。
- (11) 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。
- (12) 国民への説明責任を果たすため、適正な文書管理の確立などの取組を一層推進する。

【指標】

- ・ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況
- ・ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況
- ・ ガバナンスの確保状況
- ・ 監事監査の体制の整備
- ・ 内部監査の実施状況
- ・ マネジメントレビューの実施状況
- ・ 法令遵守状況
- ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況
- ・ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備
- ・ 環境負荷の低減に資する物品調達状況
- ・ 防災体制等の見直し状況
- ・ 文書管理体制の見直し状況

3 情報セキュリティ対策の推進

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。

- (1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。
- (2) 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。
- (3) 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。
- (4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て平成32年度情報セキュリティ対策推進計画を策定する。

【指標】

- ・情報セキュリティ・ポリシーの見直しの状況
 - ・情報システム対策の実施状況
 - ・役職員の教育の実施状況
 - ・情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ対策本部が実施する監査結果の評価
 - ・情報セキュリティ対策ベンチマーク ver. 4.6（平成29年10月27日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断のスコア：平均3.5以上
- [過去実績]
- ・自己診断のスコア H29：4.0 H28：4.0 H27：4.0

【中期的な観点から参考となるべき事項】

平成27年度から31年度までの5年間で、スコアを平均4.0以上とする。

国の政策体系上のFAMICの位置付け

食料の安定供給及び安全の確保は国の基本的な責務

農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上及び食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供等により、食品の安全と消費者の信頼を確保

農 林 水 産 省

- 生産から消費段階にわたる食品の安全確保
- 農業生産資材(肥料、農薬、飼料等)の安全・品質管理
- 適正な食品表示の推進 等

- ・法令等の整備
- ・行政処分 等

密接に連携

執行部門

(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

「肥料取締法」、「農薬取締法」、「飼料安全法」、「食品表示法」及び「JAS法」等の関係法令に基づき、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査等を実施

- 消費者の利益を著しく害すると認められる場合の緊急調査
- 農業生産資材・食品の製造業者等への立入検査
- 農業生産資材の安全確保に関する検査・分析
- 食品表示の真正性についての検査・分析